

# アルジェニクスジャパン株式会社と患者団体の関係の透明性指針

## I. 目的

日本製薬工業協会（製薬協）の「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に示された理念を踏まえ、アルジェニクスジャパン株式会社と患者団体（注）との協働が、高い倫理性と道徳性、透明性を確保した上で実践されることにより、アルジェニクスジャパン株式会社が患者団体の活動、発展に寄与していくことを目的とします。

注）「患者団体」とは、患者・家族その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体です。

## II. 公開方法および公開時期

アルジェニクスジャパン株式会社が国内の患者団体に対して提供した資金等（便益、労務その他の役務の提供を含む。）に関する情報をアルジェニクスジャパン株式会社のウェブサイトに掲載します。

1. アルジェニクスジャパン株式会社が国内の患者団体に対して提供した資金等の情報を、後記「Ⅲ. 公開対象」に従い公開します。
2. 当該情報は、2022年度（2022年1月から同年12月まで）以降、アルジェニクスジャパン株式会社の会計年度毎に当該会計年度にかかわる決算終了後に公開します。
3. 提供・支払時期を基準（支払ベース）として公開します。
4. 資金等の提供先患者団体は、支払時点の名称で公開することを原則とします。

## Ⅲ. 公開対象

アルジェニクスジャパン株式会社が国内の患者団体に対して提供した全ての資金等を、「直接的資金提供」「間接的資金提供」「業務委託に対する謝礼等」「その他の費用」の4つに分類して公開します。

1. 提供した資金等の価額を問わず公開の対象とします。
2. 外注業者や財団法人等（社団・会社法人・NPO法人等を含む。）の第三者を経由して患者団体へ提供されたことが明らかな資金等についても公開の対象とします。
3. アルジェニクスジャパン株式会社と他者が共同で事業を行った場合の資金等の提供については、アルジェニクスジャパン株式会社の提供分についてのみ公開の対象とします。

### （1）直接的資金提供

患者団体の活動の支援を目的とした同団体への資金提供等であり、患者団体が開催するイベント等（アルジェニクスジャパン株式会社の共催を除く。）および患者団体自体に対してアルジェニクスジャパン株式会社が拠出する寄附金・協賛金、会員・賛助会員費、広告費が該当します。

寄付金・協賛金、会員・賛助会員費、広告費の3項目について、次の要領により公開します。

項目	具体的内容等	公開方法（例）
1) 寄附金・協賛金	患者団体の活動支援を目的とした資金の提供	〇〇会：〇〇件〇〇〇円
2) 会員・賛助会員費	患者団体への加盟費、会費、賛助会費の支払	〇〇会：〇〇件〇〇〇円
3) 広告費	患者団体の機関誌等への広告掲載料の支払	〇〇会：〇〇件〇〇〇円

- 患者団体に対する直接的な資金等の提供は、上記3項目のいずれかに分類の上、該当する項目に算入します。

## (2) 間接的資金提供

患者団体支援を目的としたアルジェニクスジャパン株式会社の主催または患者団体との共催のイベント等に伴う費用及び患者団体支援に関連して外部業者に業務等を委託した費用が該当します。

患者団体支援を目的とした主催・共催のイベント等に伴う費用と患者団体支援に関連して外部業者に業務等を委託した費用の2項目について、次の要領により公開します。

項目	具体的内容等	公開方法（例）
1) 主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用	講師謝金、宿泊交通費、会場費、役割者の茶菓・弁当代等	年間総額、支援患者団体のリスト
2) 外部業者に業務等を委託した費用	広告代理店や企画会社等が介在する場合の当該業者に支払う費用等	

- 医療機関等との共催であっても、患者団体の支援を目的としたイベントは公開対象とします。
- 上記2項目の年間総額を間接的資金提供として、支援した患者団体のリストとともに公開します。

## (3) 業務委託に対する謝礼等

アルジェニクスジャパン株式会社から患者団体への業務委託に対する謝礼の支払等が該当します。

講師謝金、原稿執筆料・監修料、その他業務委託費の3項目について次の要領により公開します。

項目	具体的内容等	公開方法（例）
1) 講師謝金	講演等の依頼に対する対価	〇〇会：〇〇件〇〇〇円
2) 原稿執筆料・監修料	原稿執筆等の依頼に対する対価	〇〇会：〇〇件〇〇〇円
3) その他業務委託費	1) および2) に該当しない業務委託の対価	〇〇会：〇〇件〇〇〇円

- 患者団体への支払とし、個人への直接の支払は行いません。
- 広告代理店や企画会社等の業者が介在する企画における業務委託に対する謝礼等の支払は、アルジェニクスジャパン株式会社が直接行うこととし、業者からの支払は行いません。
- 業務委託に対する謝礼等を複数者で分担する場合でも、当該患者団体から公開の同意を取得し直接支払うものを公開対象とします。他者が直接支払うものは公開対象に含めません。
- 宿泊交通費、配布資料等の必要経費は、業務委託に対する謝礼等に含めず、公開対象としません。

#### (4) その他の費用

患者団体支援を目的とした上記(1)から(3)以外の便益、労務その他の役務の提供が該当します。

便益、労務その他の役務の提供について、次の要領により公開します。

項目	具体的内容等	公開方法(例)
便益、労務その他の役務	労務の提供、会社施設・備品の貸与等	支援患者団体のリスト

- アルジェニクスジャパン株式会社の業務としての労務等役務の提供を公開対象とし、業務外のボランティアによる労務等役務の提供は公開対象としません。
- 外部業者に委託した場合は、「(2)間接的資金提供」の項目で公開します。

アルジェニクスジャパン株式会社との協働に当たり、患者団体の定款、企画書、趣意書、募集要項、事業計画書、予算書等の事前のご提出並びに対象イベント等の決算報告を含む実施報告書または年間事業活動報告書等のご提出をお願いすることがございます。本指針にご理解賜り、ご協力頂きますようお願いいたします。

2023年7月1日 作成